

消費者セミナー



～安心・安全な消費社会を目指して～

適格消費者団体と差止め請求訴訟を知ろう

適格消費者団体を知っていますか？消費者の利益を守るために消費者を代表して裁判をする権限を認められている内閣総理大臣に認定された団体です。適格消費者団体の活動と裁判について知っていただくために、勉強会を開催します。どなたでも参加可能です。是非ご参加下さい。

●日時 **2022年7月22日(金曜日)**

17時30分～19時30分

参加費
無料

オンライン
ZOOMでも
参加できます

●講師 **弁護士 池本誠司 先生**

適格消費者団体・特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長

●場所 **佐賀県弁護士会館 2階大会議室**

住所 〒840-0833 佐賀県佐賀市中央の小路7-19 TEL0952-24-3411

●内容

適格消費者団体の活動とは？
…差し止め請求、
申入れ活動って？

差し止め請求訴訟
判決の傾向
(デーエヌエー裁
判など)

最近の消費者関連
法の改正
(成人年齢18歳改
正など)

●主催 佐賀県弁護士会 消費者問題委員会
適格消費者団体・特定非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム

●問い合わせ・申し込み先 ※ご希望の方は申し込みフォームまたはメールでお申し込みください。



適格消費者団体・特定非営利活動法人
佐賀消費者フォーラム



申し込みフォーム→



E-mail scf@forest.ocn.ne.jp 電話 0952-37-9839 FAX 0952-37-9859

弁護士法人はやて法律事務所 福島 和代 電話 0952-40-4005